

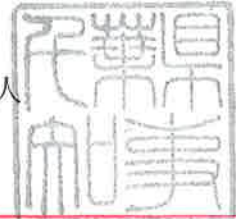
産業廃棄物処分業許可証

住 所 千葉県市川市田尻二丁目11番25号
氏 名 株式会社市川環境エンジニアリング
代表取締役 岩橋 保



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊人



許可の年月日 令和4年6月23日

許可の有効年月日 令和11年4月9日

複写禁止

本許可証は、原本の写しです。
本許可証は、許可内容の参照以外の用途には使用できません。

株式会社市川環境エンジニアリング

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

破砕、選別、造粒及び溶融による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 破砕、選別、造粒による中間処理に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、(イ) 紙くず、(ウ) 木くず、
- (エ) 繊維くず、(オ) ゴムくず、(カ) 金属くず（自動車等破砕物を除く。）、
- (キ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、
- (ク) がれき類

（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 溶融による中間処理に係るもの

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙1及び2のとおり

3 許可の条件

- (1) 産業廃棄物の中間処理は、午前8時30分から午後5時45分までの間の8時間とし、処理施設及び囲い等の維持管理を徹底することにより、騒音に係る規制基準を遵守すること。

(続 く)

(許可証の続き)

- (2) 産業廃棄物の処理及び保管により発生する粉じんについては、集塵機の維持管理を徹底することにより周辺への飛散を防止すること。
- (3) 産業廃棄物の処理に当たっては、脱臭設備の維持管理を徹底することにより、悪臭の発散を防止し、敷地境界における臭気指数1.4未満、排出口における臭気指数3.3未満を遵守すること。

4 許可の更新又は変更の状況

昭和55年4月16日 新規許可
令和4年6月23日 更新許可（優良認定）
令和4年9月6日 変更届（代表者の変更）
令和5年7月27日 変更届（代表者の変更）

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・無
(以下余白)

複写禁止

本許可証は、原本の写しです。
本許可証は、許可内容の参照以外の用途には使用できません。

株式会社市川環境エンジニアリング

01220002661

許可証別紙1

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
破 碎 ・ 選 別 ・ 造 粒	破 碎 施 設 (施行令第7条第7号、 第8号の2) (変更許可： 平成15年3月26日、 第14-4、5-2-117号)	廃プラスチック類 120 t/日 (15.0t/時×8時間) 木くず 87.2 t/日 (10.9t/時×8時間) がれき類 72.8 t/日 (9.10t/時×8時間) 紙くず 110 t/日 (13.7t/時×8時間) 繊維くず 110 t/日 (13.7t/時×8時間) ゴムくず 110 t/日 (13.7t/時×8時間) 金属くず 72.8 t/日 (9.10t/時×8時間) ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず 75.2 t/日 (9.40t/時×8時間) (平成15年5月28日)	1	千葉県市川市 加藤新田 212番3、 202番5
	選 別 機	120 t/日 (15.0 t/時×8時間)	1	
	造 粒 機	80 t/日 (2.5 t/時×8時間×4基)	1	
溶 融	廃プラスチック類(発泡スチロール)の溶融施設 0.8 t/日 (0.1 t/時×8時間) (平成14年11月27日)	1		
保 管 施 設	原 料 保 管 場 2	104 m ² 320 m ³	1	
	原 料 保 管 場 3	45 m ² 125 m ³	1	
	原 料 保 管 場 4	48 m ² 168 m ³	1	
	原 料 保 管 場 5	20 m ² 70 m ³	1	
	原 料 保 管 場 6	47 m ² 93 m ³	1	
	廃 棄 物 保 管 場 A	55 m ² 189 m ³	1	
廃 棄 物 保 管 場 B	67 m ² 229 m ³	1		

複写禁止
 本許可証は、原本の写しです。
 本許可証は、許可内容の参照以外の用途には使用できません。
 株式会社市川環境エンジニアリング

(以下余白)

許可証別紙2

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
保 管 施 設	処理後物保管場 A	55 m ² 220 m ³	1	千葉県市川市 加藤新田 212番3、 202番5
	処理後物保管場 B	58 m ² 183 m ³	1	
	処理後物保管場 C	127 m ² 417 m ³	1	
	金属保管場	48 m ² 168 m ³	1	
	発泡スチロール保管場	56 m ² 118 m ³	1	
	発泡スチロール 処理後物保管場	20 m ² 43 m ³	1	

(以下余白)

複写禁止

本許可証は、原本の写しです。
本許可証は、許可内容の参照以外の
用途には使用できません。

株式会社市川環境エンジニアリング

